

I 海洋汚染防止関係 廃油処理施設

平成30年7月1日現在

事務所の名称	本 社 所 在 地 本 事 務 所 又 は 施 設 の 所 在 地	事業許可 (届出受理) 年月日	事業開始 年月日	設 備	1日平均 処理能力	受 入 タンク 容 量	備 考
J X T G エネルギー 株 式 会 社 水 島 製 油 所	東京都千代田区大手町1丁目1番2号 倉敷市水島海岸通4丁目2番	S46.10.11	S46.12.2	A. P. I 800m ³ /H 1基 活性汚泥設備併用	800m ³	1,000KL ×2	自 重 軽
公 協 産 業 株 式 会 社	岡山市東区中尾126番地4 岡山市東区沼2088番地の1	H16.7.16	H16.8.1	調整分離方式 12.5m ³ /H 混合調整(燃料化) 10m ³ /H 混合調整(燃料化) 10m ³ /H	100m ³ 80m ³ 80m ³	50KL×4 35KL×2 30KL×2 26KL×3 20KL×3 15KL×1 10KL×1	営 重 軽
内 田 工 業 株 式 会 社	倉敷市松江3丁目2番46号 倉敷市松江3丁目222番1、227番2	H19.6.25	H19.6.25	遠心分離 6m ³ /H 静置方式 3.375m ³ /H	90m ³ 27m ³	50KL×1 45KL×1	営 重 軽
ツネイシカムテックス 株 式 会 社	福山市沼隈町大字常石1083番地 福山市箕沖町107番地5	S42.9.1	S42.6.1 (法施行前)	T. P. I 30m ³ /H 2基	(90×8) 720m ³	2,500m ³ ×2	営 重 軽
株 式 会 社 中 国 開 発	尾道市西藤町字志村75-132	H21.10.21	H22.1.1	油水分離 5m ³ /H 4基 焼却 0.82m ³ /H 2基	140m ³	30m ³ ×4	自 重 軽
海 上 自 衛 隊 呉 造 修 補 給 所 貯 油	呉市吉浦町乙廻官有無番地	S50.7.4	S51.4.19	T. P. I 7m ³ /H 2基 二次処理設備併用	56m ³	100m ³ ×2 30m ³ ×2	自 重
株 式 会 社 神 田 造 船 所	呉市吉浦新町1丁目6番21号 呉市川尻町東2丁目14番21号	H8.6.12	H8.12.1	バイオ処理システム 210kg/H 1基	5t	180m ³ ×1	自 重
株 式 会 社 ク リ ー ン エ ナ ジ ー	広島市南区月見町2244-13	H17.6.21	H17.7.1	遠心分離 3m ³ /H 3基 燃料化 8m ³ /H 1基	110m ³	18m ³ ×4	営 重 軽
J X T G エネルギー 株 式 会 社 麻 里 布 製 油 所	東京都千代田区大手町1丁目1番2号 山口県玖珂郡和木町6丁目1番1号	S46.5.19	S46.5.25	A. P. I 150KL/H 7基 C. P. I 150KL/H 7基 二次処理設備併用	(150×7) 1,050KL	2,500KL×1 5,000KL×1	営 自 重 軽
出 光 興 産 株 式 会 社 徳 山 事 業 所	東京都千代田区丸の内3丁目1番1号 周南市新宮町1番1号 周南市宮前町1番1号	S47.5.2	S47.6.20	C. P. I 30t/H 1基 二次処理設備併用 A. P. I 1,500t/H 1基	840t 2,160t	3,000t×1 600t×1	営 自 重 軽
喜 楽 鉱 業 株 式 会 社	滋賀県湖南市石部口2丁目7番33号 岩国市周東町上久原新神前11番10 美祢市美東町真名756-65 東広島市河内町入野字新栃木7872-2 広島市安佐南区伴西1丁目2-2	H15.7.30	H15.8.1	(周東町) 加温遠心分離方式 (美東町・東広島市・広島市) 貯蔵のみ・処理を行わない	64m ³	200KL×2 200KL×2 200KL×1 200KL×1	営 重 軽
	広島県山県郡北広島町新氏神72番2号	H28.7.26	H28.8.8	油水分離(縦型遠心分離) 4m ³ /H 2基 流動床式焼却炉 6t/H 1基 破碎機 0.475t/H 1基 破碎機 0.31875t/H 1基	64m ³ 144t 3.8t 2.55t	42m ³ ×2 73.5m ³ ×1 30m ³ ×1 50m ³ ×1 30.6m ³ ×2 21m ³ ×2 17.5m ³ ×1 52.5m ³ ×1 200KL×3	営 重 軽
三 光 株 式 会 社	境港市昭和町5番17号 境港市潮見町1番地	S56.12.4	S57.5.19	焼却炉 廃油1,300L/H 廃水2,000L/H	31,200L	50m ³ ×3	営 重
山 陰 興 業 株 式 会 社	出雲市神西沖町2487番地5 出雲市神西沖町2487番地5 鳥取県八頭郡智頭町市瀬900-1 松江市八幡町796-20	S57.4.30	S57.9.10	加温 1.8KL/H 1基 縦型遠心分離機 2基 油水分離機 1基	55.2KL	30KL×1 92.6KL×1 30KL×1 28.5KL×3	営 重

注 備考欄の廃油処理業者、自は自家用廃油処理施設設置社、重は廃重質油の処理、軽は廃軽質油の処理を表す。

Ⅱ 船舶油濁損害賠償保障法関係

我が国の沿岸に放置される座礁船の問題等に対処するため、平成16年4月「油濁損害賠償保障法」が一部改正され、油タンカーに加えて外航船にもP I 保険の加入及び入港時における地方運輸局等への事前通報（保障契約情報の通報（入港通報））が平成17年3月1日より義務付けられました。

表1. は、国土交通大臣が認定した保険者と保険締結した場合に一般船舶保障契約証明書が必要となり、申請に基づき中国運輸局長が交付した件数です。本証明書は、対象船舶が我が国の港に入港する際は、保障契約証明書を船内に備え置く必要があります。

表2. は、外航船に立入検査を行い、証明書等の備え置きの確認をした実績を挙げたものです。なお、北朝鮮籍船は、平成18年10月14日から、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法」の規定により全面入港禁止の措置が取られています。（一時的に人道目的に限って解除された時期もありました）

表1. 一般船舶保障契約証明書交付実績

（単位：件）

年 度 船 籍	26	27	28	29
カ ン ボ ジ ア	0	0	0	0
韓 国	0	0	0	0
ベ リ ー ズ	0	0	0	0
パ ナ マ	2	0	0	0
モ ン ゴ ル	0	0	0	0
フ ィ リ ピ ン	0	0	0	0
ク ッ ク ラ ン ド	0	0	0	0
シ エ ラ レ オ ネ	0	0	0	0
イ ン ド ネ シ ア	0	0	0	0
ド イ ツ	0	0	0	0
マ ル タ	0	0	0	0
タ ン ザ ニ ア	0	0	0	0
合 計	2	0	0	0

表2. 立入検査、命令発出実績

（単位：件）

年 度 区 分	26	27	28	29
立 入 検 査 隻 数	752	789	800	759
（ 内 北 朝 鮮 ）	0	0	0	0
行 政 命 令 発 出 件 数	2	1	4	2
（ 内 北 朝 鮮 ）	0	0	0	0

Ⅲ 船舶登録及び測度関係

１．登録船舶状況

平成29年12月末現在

船質	区分		本局		尾道		因島		呉		鳥取		島根		岡山		山口		計	
	隻数・総トン数		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
鋼	20 ^ト 以上100 ^ト 未満		30	1,857	29	1,805	3	265	11	708	31	2,620	18	1,374	25	1,726	14	957	161	11,312
	100 ^ト 〃1,000 ^ト	〃	132	52,645	130	57,436	7	1,408	121	50,383	34	7,336	26	5,408	171	66,707	91	37,276	712	278,600
	1,000 ^ト 〃3,000 ^ト	〃	1	3,702					4	7,727			3	7,084	2	3,770	3	5,790	13	28,073
	3,000 ^ト 〃10,000 ^ト	〃	1	12,690	4	16,000			5	23,641							2	8,768	12	61,099
	10,000 ^ト 〃30,000 ^ト	〃			1	48,037											1	27,819	2	75,856
船	30,000 ^ト 〃50,000 ^ト	〃									1	39,996					1	32,635	2	72,631
	50,000 ^ト 〃												2	101,296			2	124,385	4	225,681
	計		164	70,895	164	123,278	10	1,673	141	82,459	66	49,952	49	115,161	198	72,203	114	237,630	906	753,252
木船	20 ^ト 以上100 ^ト 未満				1	35													1	35
	100 ^ト 〃1,000 ^ト	〃																		
	計				1	35													1	35
合	20 ^ト 以上100 ^ト 未満		30	1,857	30	1,840	3	265	11	708	31	2,620	18	1,374	25	1,726	14	957	162	11,347
	100 ^ト 〃1,000 ^ト	〃	132	52,645	130	57,436	7	1,408	121	50,383	34	7,336	26	5,408	171	66,707	91	37,276	712	278,600
	1,000 ^ト 〃3,000 ^ト	〃	1	3,702					4	7,727			3	7,084	2	3,770	3	5,790	13	28,073
	3,000 ^ト 〃10,000 ^ト	〃	1	12,690	4	16,000			5	23,641							2	8,768	12	61,099
	10,000 ^ト 〃30,000 ^ト	〃			1	48,037											1	27,819	2	75,856
計	30,000 ^ト 〃50,000 ^ト	〃									1	39,996					1	32,635	2	72,631
	50,000 ^ト 〃												2	101,296			2	124,385	4	225,681
	合 計		164	70,895	165	123,313	10	1,673	141	82,459	66	49,952	49	115,161	198	72,203	114	237,630	907	753,286

※鋼船には鋼・強化プラスチック・軽合金・アルミニウム合金を含む
※木船には「木及び強化プラスチック」を含む

2. 管内及び全国の登録船舶の推移

管内	区分	平成19年12月末	平成20年12月末	平成21年12月末	平成22年12月末	平成24年12月末	平成25年12月末	平成26年12月末	平成27年12月末	平成28年12月末	平成29年12月末
		汽船 隻数 総トン数	汽船 隻数 総トン数	汽船 隻数 総トン数	汽船 隻数 総トン数	汽船 隻数 総トン数	汽船 隻数 総トン数	汽船 隻数 総トン数	汽船 隻数 総トン数	汽船 隻数 総トン数	汽船 隻数 総トン数
管内	帆船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	銅船	1,120	1,072	1,046	1,007	984	950	940	921	904	906
管内	帆船	520,255	521,853	482,859	518,069	655,716	726,394	809,380	797,492	792,918	753,252
	銅船	5	3	3	3	3	0	1	1	1	1
管内	帆船	498	269	270	270	270	0	56	56	56	35
	銅船	8,524	8,337	7,995	7,698	7,396	7,262	7,173	7,094	7,067	7,043
管内	帆船	12,385,731	12,853,844	14,142,175	15,650,685	18,143,315	19,440,750	20,630,896	21,779,644	23,289,121	25,349,184
	銅船	28	24	23	22	19	18	15	14	14	10
管内	帆船	2,457	2,442	2,402	2,353	1,858	1,671	1,318	1,283	1,283	732
	銅船	8,552	8,361	8,018	7,720	7,415	7,280	7,188	7,108	7,081	7,053
管内	帆船	12,388,188	12,856,286	14,144,577	15,653,038	18,145,173	19,442,421	20,632,214	21,780,927	23,290,404	25,349,916
	銅船	13.2%	12.9%	13.1%	13.1%	13.3%	13.0%	13.1%	13.0%	12.8%	12.9%
管内	帆船	4.2	4.1	3.4	3.3	3.6	3.7	3.9	3.7	3.4	3.0
	銅船	463	486	461	513	665	765	860	865	876	831
管内	帆船	1,449	1,538	1,764	2,028	2,447	2,671	2,870	3,064	3,289	3,594
	銅船	95	96	98	96	98	96	99	98	98	100
管内	帆船	107	100	93	107	122	111	111	99	99	95
	銅船	97	98	96	96	98	98	99	99	100	100
管内	帆船	99	104	110	111	107	107	106	106	107	109
	銅船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 船舶のトン数測度

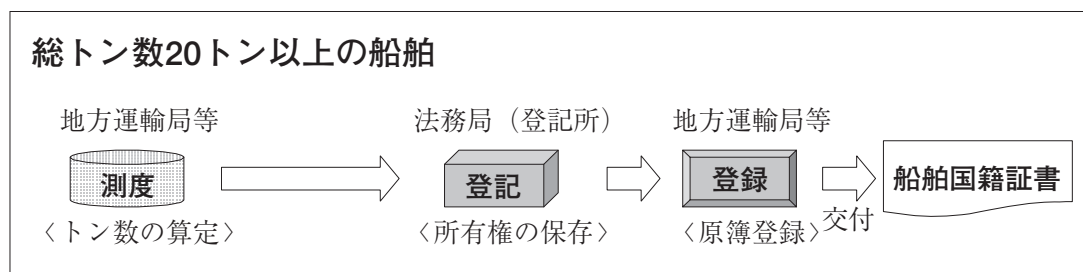
船舶のトン数測度は、「船舶法」及び「船舶のトン数の測度に関する法律」等に基づき、船舶の構造を調査のうえ、寸法を計測してその容積を算定し、以下のトン数の数値を決定しています。

- (1) 総トン数（船舶国籍証書）
- (2) 国際総トン数・純トン数（国際トン数証書）
- (3) 責任トン数（責任トン数証書）
- (4) バージ等の総トン数（総トン数証書）
- (5) 載貨重量トン数（載貨重量トン数証書）
- (6) 外国船舶のトン数（連合王国やアメリカ合衆国の外国船舶トン数証書等）
- (7) 運河トン数（パナマ運河トン数証書・スエズ運河トン数証書）

総トン数20トン以上の日本船舶は、船舶法に基づき、日本に船籍港を定め登録することが義務づけられています。登録の内容は、船の個性及び同一性を表すために必要なものとして、船舶番号、船名、総トン数、主要寸法（長さ・幅・深さ）などがあります。

総トン数は、船舶登録の基本事項であるばかりではなく、船舶の安全・環境に関する構造・設備、乗組員の資格、課税・入港料の算定など海事に関する諸制度における基準として広く用いられています。

（登録測度の概要図）



- 総トン数の決定後に上部構造物の増設・撤去や開口を閉鎖するなどの改造を行った場合は、改めて測度を受け、登録事項の変更を行わなければなりません。（総トン数が変わる場合に限ります。）
- 国際航海に従事する船舶は、国際条約に基づき国際トン数証書の交付を受ける必要があります。国際トン数証書には、国際総トン数と純トン数が記載されますが、「国際総トン数」は船舶国籍証書に記載された「総トン数」とは異なるため、日本船舶を海外に輸出する際は注意が必要です。

IV 船舶検査関係

1. 船舶検査の状況

船舶の検査は、「船舶安全法」に基づく、船舶、船舶用機関及び船舶用品の検査並びに「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づく海洋汚染防止設備等の検査、その他危険物の運送等の検査や立入検査を行っている。

また、検査合理化制度として、一定の品質管理、自主検査等の能力を持つ認定された事業場において物件等の製造を行う製造認定事業場は管内で5社、改造修理認定事業場は1社、また、整備規程に従って自主検査等の能力を持つと認定された事業場が物件の整備を行う整備認定事業場は管内で10事業場となっている。

大量生産される物件に対し検査の合理化を図るため導入された制度で型式承認の事業場は27事業場となっている。

また、「船舶検査の方法」の一部として、サービスステーション制度を利用することにより、検査の合理化を図っているサービスステーション等は59事業場となっている。

2. 製造認定事業場

平成30年4月1日現在

事業場	所在地	認定物件
(株) ダイハツメタル	出雲市	内燃機関のシリンダーライナー
ナカシマプロペラ(株)	岡山市	プロペラ
(株) 三井E&S造船	玉野市	鋼製船体、アルミニウム合金製船体
(株) 三井E&Sマシナリー	玉野市	内燃機関、排気タービン過給機
大晃機械工業(株)	山口県熊毛郡	内燃機関の冷却ポンプ他・各種ポンプ7件
日東化成工業(株)	備前市	その他の仕切り材料

3. 改造修理認定事業場

平成30年4月1日現在

事業場	所在地	認定物件
ナカシマプロペラ(株)	岡山市	プロペラ

4. 整備認定事業場

平成30年4月1日現在

事業場	所在地	認定物件
船田船用品(株)	広島市	膨脹式救命いかだ
協栄マリンテクノロジー(株)福山営業所	福山市	〃
金田商事(株)	尾道市	〃
綱田工業(株)	尾道市	〃
内海エンジニアリング(株)	尾道市	〃
船田産業(株)呉SS	呉市	〃
(株)昭和船具店	境港市	〃
まるか商事(株)	境港市	〃
和幸(株)松江SS	松江市	〃
(株)愛徳	周南市	〃

5. 船舶型式承認物件

平成30年4月1日現在

事業場	所在地	承認物件
(株)赤尾	福山市	個人装具（安全燈及び手おのを除く。）
早川ゴム(株)	福山市	表面仕上げ材
(株)大晃産業	尾道市	防火戸・仕切り電線貫通部・不燃性材料・仕切り隔壁・仕切り甲板表面仕上材・遮音仕切り甲板・遮音仕切り隔壁・遮音戸
(株)アイメックス	尾道市	防火戸
旭・スチール工業(株)	府中市	防火窓・防火戸・遮音戸
(株)ニチマンラバーテック	府中市	表面仕上材
Y A M A X (株)	府中市	第二種船橋航海当直警報装置
(株)ユウホウ	江田島市	油吸着材
谷口商会(株)	岡山市	油吸着材
海和工業(株)	岡山市	オイルフェンス
ウォータークリーン(株)	倉敷市	油吸着材
(株)銭屋アルミニウム製作所	倉敷市	自動離脱装置・浮揚型軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置
(株)タケヤリ	倉敷市	甲種倉口覆布用布地
丸進工業(株)	倉敷市	甲種倉口覆布用布地
日東化成工業(株)	備前市	仕切り電線貫通部・油処理剤
日本ミユウ(株)	備前市	洗浄機・持ち運び式機械通風装置・通風機
サン電器工業(株)	笠岡市	第四種汽笛
(株)城南エコテック	岡山県和気郡和気町	油吸着材
岡山中尾フィルター工業(株)	岡山県小田郡矢掛町	油吸着材
日本ペイントマリン(株)	岡山県勝田郡勝央町	表面仕上材
ユニセル(株)	岩国市	油吸着材
村上商事(株)	岩国市	油吸着材
東洋銅鋳(株)	周南市	表面仕上材
大晃機械工業(株)	山口県熊毛郡田布施町	油水分離器・ふん尿等浄化装置
和典電機工業(株)	尾道市	浸水警報装置の警報盤
(株)ヒロヨシ	三原市	火災の危険の少ない家具及び備品
阪神素地(株)	岡山市	イマーション・スーツ

海上安全
環境部編

6. 船舶電気装工事事業者の施設及び能力基準適合事業所

平成30年4月1日現在

事業所	所在地	電話番号	備考	
大西電機工業(株)	広島市	(082)251-9111	2	備考欄の1～4は、次による。 1：総トン数200トン未満の旅客船及び漁船、総トン数500トン未満の貨物船並びに総トン数100トン未満の危険物ばら積船に限る。 2：総トン数500トン未満の旅客船及び漁船、総トン数5,000トン未満の貨物船並びに総トン数500トン未満の危険物ばら積船に限る。 3：総トン数5,000トン未満の旅客船及び漁船、総トン数20,000トン未満の貨物船並びに総トン数5,000トン未満の危険物ばら積船に限る。 4：全ての船舶（水中翼船及びホバークラフト等特殊船を除く。）
ミナト工業	江田島市	(0823)57-7431	1	
(有)三協電機	尾道市	(0848)48-4356	3	
山陽船舶電機(株)	尾道市	(0848)22-7154	4	
協成電機(株)尾道事業所	尾道市	(0848)46-2451	4	
向島ドック(株)	尾道市	(0848)44-0001	1	
(株)三和ドック	尾道市	(0845)26-1111	4	
渦潮電機(株)	東広島市	(08464)5-2785	3	
協成電機(株)	呉市	(0823)73-5111	2	
大東電機工業(株)	呉市	(0823)22-8515	2	
(有)澤無線電機	鳥取県岩美郡岩美町	(0857)72-8015	1	
(有)吉田電機工業所	境港市	(0859)42-6811	2	
(有)浜崎電機工業所	松江市	(0852)21-0644	2	
和幸(株)	松江市	(0852)24-4473	1	
サン電工(株)	玉野市	(0863)31-4167	3	
(有)神田電機商会	備前市	(0869)64-2576	2	

7. サービスステーション

平成30年4月1日現在

事業所	所在地	内燃機関	降下式 乗込装置	全世界的な海上遭難 安全システム (GMDSS)		航海用 レーダー等
				救命設備	航海用具	
イワナカ(有)	広島市				○	○
船田船用品(株) 広島SS	広島市			○		
日本電波興業(株)	広島市				○	○
(株)マリンネットサービス	広島市				○	○
(株)広島ヤンマー商事	広島市	○				
(株)新来島宇品どっく	広島市	○				
(有)尾道電業社	尾道市				○	○
(有)尾道マリンサービス	尾道市				○	○
金田商事(株)	尾道市		○	○		
広洋電波(有)	尾道市				○	○
大洋電子工業(株)	尾道市				○	○
綱田工業(株) 尾道支店	尾道市		○	○		
(株)豊國 尾道営業所	尾道市			○	○	○
(株)西日本電波研究所 尾道支店	尾道市				○	○
(有)広無線	尾道市				○	○
(有)みに	尾道市	○				
(株)高升船舶工業	尾道市	○				
向島造機(株)	尾道市	○				
向島ドック(株)	尾道市	○				
内海エンジニアリング(株) 筏事業部	尾道市			○		
日昇無線(株)	尾道市				○	○
(株)三和ドック	尾道市	○				
内海造船(株) 瀬戸田工場	尾道市	○				
協栄マリンテクノロジ(株) 福山営業所	福山市		○			
古野電気(株) 広島支店	三原市				○	○
海洋電波(株)	呉市				○	○
(株)豊國	呉市			○	○	○
船田産業(株) 呉SS	呉市		○	○	○	
(株)神田造船所 若葉工場	呉市	○				
(株)神田造船所 川尻工場	呉市	○				
フルノ関西販売(株) 境港支店	境港市				○	
(有)吉田電機工業所	境港市			○	○	
共和水産(株)	境港市	○				
(有)旭鉄工所	境港市	○				
ヤンマー船用システム(株) 中国営業部山陰支店	境港市	○				
(株)福栄	境港市	○				
和幸(株)	松江市			○	○	○
ヤンマー船用システム(株) 中国営業部浜田営業所	浜田市	○				
東備ヤンマー(株)	備前市	○				
(有)松本鉄工所	備前市	○				
(有)エム・ジー・エス	周南市				○	○

(注) ○印が整備等の証明項目

航海用レーダー等には、船舶自動識別装置及びこれに接続する衛星航法装置並びに航海情報記録装置を含む

8. J C I（日本小型船舶検査機構）

	所 在 地	電 話 番 号
広 島 支 部	広 島 市	(082)254-6027
尾 道 支 部	尾 道 市	(0848)23-7250
岡 山 支 部	岡 山 市	(086)200-1780
境 支 部	境 港 市	(0859)44-5178
下 関 支 部	下 関 市	(083)245-3241

9. その他の検査機関

(1) 日本海事協会（N K）

船級船（主として国際航海船）

	所 在 地	電 話 番 号
広 島 支 部	広 島 市	(082)249-1971
尾 道 支 部	尾 道 市	(0848)25-2400
尾 道 支 部 因 島 事 務 所	尾 道 市 因 島 土 生 町	(0845)22-0012
岡 山 支 部	岡 山 市	(086)221-3645

(2) 日本海事検定協会（NKKK）

（危険物の積付等に関する検査）

	所 在 地	電 話 番 号
広 島 事 務 所	広 島 市	(082)254-0237
水 島 事 業 所	倉 敷 市	(086)446-2105
福 山 事 務 所	福 山 市	(084)941-0253
尾 道 事 務 所	尾 道 市	(0848)22-5229
呉 事 業 所	呉 市	(0823)21-6149
岩 国 事 務 所	岩 国 市	(0827)21-3415
徳 山 事 業 所	周 南 市	(0834)21-5340

V 船員法適用船員等の概要

1. 船舶所有者数、船舶数、船員数の現況

平成29年10月1日現在

区 分	報 告 対 象 者 数	報 告 者 数	隻 数	総 ト ン 数	乗 組 員						予 備 船 員			合 計			
					雇 用 船 員		家 族 船 員		小 計		計	職 員	部 員	計	職 員	部 員	総 計
					職 員	部 員	職 員	部 員	職 員	部 員							
本 局	82	68	214	69,182.20	904	264	15	0	919	264	1,183	216	78	294	1,135	342	1,477
尾道海事事務所	78	70	184	109,527.73	666	182	1	1	667	183	850	168	63	231	835	246	1,081
因島海事事務所	13	12	25	20,129.81	67	43	2	1	69	44	113	25	16	41	94	60	154
呉海事事務所	104	96	136	67,797.83	542	126	74	6	616	132	748	74	16	90	690	148	838
鳥取運輸支局	53	48	93	9,839.70	267	414	2	0	269	414	683	1	1	2	270	415	685
鳥根運輸支局	87	83	180	15,446.50	334	587	3	3	337	590	927	17	30	47	354	620	974
岡山運輸支局	55	53	119	59,984.80	488	134	5	0	493	134	627	118	55	173	611	189	800
水島海事事務所	65	55	124	22,123.36	330	77	18	4	348	81	429	40	15	55	388	96	484
山口運輸支局	125	119	215	80,804.63	666	279	11	0	677	279	956	174	50	224	851	329	1,180
計	662	604	1,290	454,836.56	4,264	2,106	131	15	4,395	2,121	6,516	833	324	1,157	5,228	2,445	7,673

2. 船舶所有者数、船舶数、船員数の推移

年別 所有船舶数	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
	1,151	1,094	1,044	1,023	979	915	883	881	835	807	782	758	717	673	677	662
船舶所有者数(者)	2,027	1,948	1,872	1,889	1,832	1,700	1,659	1,616	1,598	1,559	1,536	1,486	1,453	1,425	1,396	1,290
船舶数(隻)	8,987	8,853	8,662	8,897	9,014	8,785	8,800	8,487	8,374	8,138	8,021	7,869	7,733	7,665	7,696	7,673
船員数(人)																

3. 船員法関係業務の処理状況

平成29年度

種 別 区 分		船員手帳交付				訂 正	写 真 貼 換	雇入契約の成立等の届出							法 19 条 関 係			記 載 事 項 証 明
		新 規	再交付	書 換	計			雇 入	雇 止	更 新	変 更	就 退	計	受 理	証 明 件 数	通 数		
本 局	局	154	0	34	188	17	0	491	478	2	129	0	1,100	35	34	40	3	
	尾 道	28	0	28	56	5	0	580	626	0	141	0	1,347	191	191	196	0	
	因 島	17	1	16	34	1	0	506	349	0	55	0	910	65	65	72	0	
	呉	51	0	26	77	8	0	533	495	0	144	9	1,181	81	81	84	0	
	鳥 取	32	0	38	70	6	0	432	397	7	169	0	1,005	13	13	22	0	
	島 根	10	0	10	20	2	0	12	15	8	28	0	63	1	0	0	0	
	岡 山	13	1	16	30	3	0	154	134	0	46	0	334	17	17	17	1	
	水 島	15	0	21	36	6	0	2,185	2,174	1	539	1	4,900	47	47	51	0	
	山 口	33	0	57	90	8	0	2,541	2,493	0	811	1	5,846	27	27	28	0	
	小 計	199	2	212	413	39	0	6,943	6,683	16	1,933	11	15,586	442	441	470	1	
指定市町村 (25) 計		252	8	208	468	29	0	4,648	4,563	23	1,287	0	10,521	384	381	400	—	
合 計		605	10	454	1,069	85	0	12,082	11,724	41	3,349	11	27,207	861	856	910	4	

4. 労務監査の状況

各年度別現在

年度別	監査 延日数	船 舶 監 査			事 業 場 監 査			合 計			
		監 査 隻 数	違 反 隻 数	違 反 件 数	監査事 業場数	違反事 業場数	違 反 件 数	監査数 A	違反数 B	違 反 件 数	違反率 $\frac{B}{A}$ %
27	835	633	49	62	2	2	6	635	51	68	8.0
28	790	581	29	45	1	0	0	582	29	45	5.0
29	910	605	30	35	7	0	0	612	30	35	4.9

5. 災害疾病発生の現状と推移

(1) 災害疾病発生状況

平成28年度

区 分 船 種	災 害		疾 病	
	発 生 件 数	千 人 率	発 生 件 数	千 人 率
一 般 船 舶	30	6.7	23	5.2
漁 船	49	28.4	16	9.3
そ の 他	9	5.9	7	4.6
計	88	11.4	46	6

(2) 年度別災害発生状況

(災 害)

(全 体)

(千人率)

年度 区分	52	57	62	4	9	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
中 国	47.5	34.2	33.3	25.8	20.3	16.5	18.7	15.5	13.6	12.2	11.8	12.4	12.7	9.6	12.1	10.4	10.4	10.7	11.4
全 国	28.1	27.2	26.6	23.0	17.6	12.5	11.9	11.3	11.8	11.3	11.5	11.1	10.9	10.5	11.0	10.3	10.2	9.3	9.3

(一般船舶)

(千人率)

年度 区分	52	57	62	4	9	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
中 国	28.0	22.2	17.4	17.7	12.0	9.4	10.4	10.9	7.1	7.5	7.1	6.7	6.1	6.4	7.8	4.7	7.3	5.7	6.7
全 国	23.1	21.4	17.1	17.4	11.7	10.1	10.5	10.9	9.3	9.5	9.0	8.5	8.3	9.6	8.8	7.9	7.7	7.8	7.4

(漁 船)

(千人率)

年度 区分	52	57	62	4	9	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
中 国	85.7	53.9	55.6	43.5	44.6	38.0	43.9	27.2	32.1	28.7	25.9	29.0	29.3	22.9	26.8	28.5	21.8	21.1	28.4
全 国	32.3	32.9	34.7	30.2	25.8	16.5	15.7	14.6	16.2	14.8	15.5	15.2	15.3	13.6	15.3	14.3	14.2	12.4	13.5

(その他の船舶)

(千人率)

年度 区分	52	57	62	4	9	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
中 国	22.2	26.2	31.8	19.1	13.1	9.2	10.6	14.7	10.5	6.8	9.8	8.9	11.5	2.4	6.8	5.6	6.3	13.3	5.9
全 国	22.9	18.3	19.1	15.3	10.9	8.0	6.2	5.6	6.8	6.5	7.4	7.4	6.7	6.4	6.9	7.2	7.7	6.7	5.6

(3) 年度別疾病発生状況

(疾病)

(全体)

(千人率)

年度 区分	52	57	62	4	9	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
中国	48.1	58.8	37.8	33.4	27.4	18.1	14.3	14.3	12.5	14.2	11.8	11.7	7.9	8.1	10.1	6.7	5.9	7.4	6.0
全国	38.0	38.8	32.2	28.1	22.0	11.2	9.8	10.7	11.4	11.0	10.9	12.0	9.9	9.1	10.0	9.2	8.8	8.9	8.7

(一般船舶)

(千人率)

年度 区分	52	57	62	4	9	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
中国	30.7	38.1	26.6	29.5	22.7	13.5	12.8	9.3	10.8	11.6	8.1	8.5	5.3	7.1	8.7	5.2	3.9	6.6	5.2
全国	39.2	40.0	30.2	29.4	22.7	14.3	12.0	12.6	14.8	13.0	11.9	15.0	12.0	11.0	12.0	10.2	8.9	9.3	9.2

(漁船)

(千人率)

年度 区分	52	57	62	4	9	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
中国	81.5	93.2	55.3	45.9	48.5	32.1	21.0	29.6	17.5	24.7	23.3	21.0	16.6	14.3	19.9	9.3	11.0	8.0	9.3
全国	38.3	39.9	34.8	28.8	23.8	10.8	9.7	10.9	10.1	12.0	11.4	9.8	8.9	8.7	9.7	9.3	8.9	8.0	8.9

(その他の船舶)

(千人率)

年度 区分	52	57	62	4	9	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
中国	28.0	43.5	31.8	22.4	14.7	12.9	9.9	9.8	11.7	9.9	9.8	9.5	4.8	3.6	2.5	7.5	6.3	9.3	4.6
全国	30.1	29.4	27.1	23.1	16.8	7.2	6.5	7.2	8.4	6.6	7.7	8.4	8.0	6.2	7.5	7.4	8.5	9.9	7.4

6. 船員労働安全衛生月間運動実施状況

平成29年度

船 員 災 害 防 止 大 会	広 報		サ バ イ バ ル ト レ ー ニ ン グ	講 習 会 等
	ポ ス タ ー し お り 配 布 数	横 断 幕 等 掲 示 数		
5 会場 261人	758枚 933部	26ヶ所	1回 70人	4回 43人

訪 船		巡 回 健 康 診 断	健康相談所併設	船舶飲用水検査
安 全 指 導	衛 生 指 導			
62回 156隻	62回 156隻	萩地区 132人	4施設 11人	7隻

7. 船員安全衛生推進会設立状況

名 称	代表者	所 在 地	設立年月日
広島船員安全衛生推進会（旅客船・カーフェリー）	瀬尾 典利	広島市南区宇品海岸2丁目15-17	H10. 7. 8
広島船員安全衛生推進会（内航貨物船等）	埴野 治次	広島市南区宇品海岸2丁目15-17	H10. 7. 8
鳥取網代港船員安全衛生推進会（沖合底曳網漁業）	板倉 高司	鳥取県岩美郡岩美町大字大谷2182-470	H11. 2. 26
呉船員安全衛生推進会（内航貨物船等）	谷 敏幸	呉市昭和町11-1 月星海運㈱呉事業所内	H11.12. 7

Ⅵ 海技資格に関する業務の概要

1. 海技士国家試験実施状況（中国・大型）

（単位：人）

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
受験者数	1,223	1,238	1,154	1,300	1,389	1,313	1,523	1,739	2,077	2,165
合格者数	702	648	667	758	1,000	892	1,080	1,186	1,005	1,180

２．海技士及び小型船舶操縦士免許関係事務取扱状況

種別 年度	免許登録			海技免状引換	海技免状 操縦免許証 訂正・再交付	海技免状 操縦免許証 失効・再交付	海技免状・操縦免許証更新				海技免状 限定解除	乗組基準 特例許可
	大 型	小 型	計				大 型	小 型	通 信	計		
20	498	5,038	5,536	0	592	2,097	1,732	32,119	18	33,869	71	164
21	483	4,803	5,286	0	756	2,495	1,877	29,718	3	31,598	86	197
22	463	4,375	4,838	0	463	1,992	1,628	24,320	0	25,948	96	164
23	367	3,978	4,345	0	337	1,863	1,086	24,921	10	26,017	98	173
24	574	4,622	5,196	0	462	1,761	1,089	26,119	13	27,221	92	155
25	440	4,768	5,208	0	523	2,052	1,418	26,554	11	27,983	119	116
26	537	4,244	4,781	2	250	2,040	1,232	25,492	11	26,735	220	155
27	615	4,383	4,998	0	185	2,237	1,375	23,440	51	24,866	462	135
28	513	4,168	4,681	11	205	1,937	976	23,015	7	23,998	351	125
29	603	4,121	4,724	8	533	1,524	1,284	24,265	26	25,575	232	95

(注) 海技免状引換欄は、海技免状の様式変更に伴う引換件数をいう。

３．境水先区水先実績

年度別 区分	隻 数			総 ト ン 数		
	日本船	外国船	計	日 本 船	外 国 船	計
20	10	218	228	501,420	6,087,986	6,589,406
21	4	185	189	258,816	6,157,119	6,415,935
22	14	260	274	640,694	6,235,637	6,876,331
23	1	246	247	745	5,854,846	5,855,591
24	4	222	226	115,464	6,352,025	6,467,489
25	4	211	215	200,568	7,606,250	7,806,818
26	4	222	226	200,568	7,736,119	7,936,687
27	4	224	228	145,228	8,762,699	8,907,927
28	14	229	243	535,716	10,436,614	10,972,330
29	21	283	304	814,440	14,861,973	15,676,413

VII 管内旅客船事故発生状況

平成29年度

		衝突・接触		乗 揚 げ	機 関 故 障	火 災	浸 水	推 進 器 障 害	舵 故 障	車 両 事 故	そ の 他	計
		船 舶	そ の 他									
船 種 別	在 来 船	1										1
	カーフェリー	1	2	2	1						3	9
	高 速 船											
計		2	2	2	1						3	10
月 別	4		1								1	2
	5			1								1
	6										1	1
	7										1	1
	8	1										1
	9											
	10											
	11											
	12		1		1							2
	1											
	2			1								1
	3	1										1

VIII 外国船舶監督の概要

1. PSCの現状

1970年代に多発した大型船の海難事故を背景に、海上における人命の安全確保及び海洋環境の保全を図るため、旗国による監督が不十分で、国際条約の基準に適合していない船舶（＝サブスタンダード船）を排除する機運が高まりました。

船舶の条約遵守に関する監督は、その船舶の旗国が行っていますが、サブスタンダード船による海難事故や海洋汚染が跡をたたないため、1982年、欧州でパリMOU（Memorandum Of Understanding on PSC）が採択され、旗国の監督を補完するものとして、寄港国による監督（ポーステートコントロール：Port State Control）を実施していく体制が初めて確立されました。アジア・太平洋地域では1993年に東京MOUが採択され、現在ではPSCへの地域的な取り組みは世界の9地域（パリ、東京、地中海、黒海、リヤド、アブジャ、インド洋、カリブ海、ラテンアメリカ）に及んでいます。

タイタニック号の重大事故から100年以上経過しましたが、旅客船の転覆、貨物船の衝突事故等海難事故が跡を絶ちません。

我国では、1983年からPSCが開始され、1997年度には専従の外国船舶監督官制度が導入され全国の地方運輸局等に配属されました。

PSCの業務は外国船舶に立ち入り、条約が定める基準を満足しているか確認し、基準を満足していない場合は是正を命じることとなります。

国際条約はSOLAS条約（海上人命安全条約）、MARPOL条約（海洋汚染防止条約）、STCW条約（船員の訓練及び資格証明並びに当直基準に関する条約）、MLC条約（海上労働条約）等があり、近年の国際条約の改正により、対象範囲の拡大や内容の複雑化が進み多様化しているため外国船舶監督官はより高度な専門知識と能力が求められています。

2. 中国運輸局におけるPSCの現状

中国運輸局は中国5県（山口県の一部を除く。）を管轄し、平成29年の外国船舶の管内主要港への入港隻数は10,863隻で、瀬戸内海側では鉄鋼関連、輸送機械関連、石油・石油化学コンビナート等の基幹産業が多く立地しており、様々な船種の外国船舶が入港しています。一方、日本海側では、日韓露を結ぶRO-RO旅客船が運航し、中国・韓国とのコンテナ船や木材を運ぶロシア籍船等の環日本海諸国との貿易による外国船舶の入港が目立っています。

このような状況下、中国運輸局では1983年から船舶検査官、船員労務官が合同でPSCを実施していましたが、1997年4月から本局及び山口運輸支局（徳山庁舎）に専従の外国船舶監督官が配置されたのを皮切りに、現在は岡山運輸支局水島海事事務所、尾道海事事務所、鳥取運輸支局（境庁舎）にも配置され、外国船舶監督業務の更なる充実強化を図っています。

3. PSCに関する国際的な技術協力

PSCは、国際的な協調も必要であることから、東京MOUにおいて加盟各国のPSC検査官へのトレーニング、技術交流が行われています。中国運輸局では、東京MOU、General Training Courseへの専門家講師派遣や外国人研修生（今年度は中国・タイ）の受け入れなど積極的に協力しています。